

境港商工会議所

境港商工会議所では、会員事業所に勤務している従業員の皆さんを対象に、ことしも「優良従業員表彰」を実施いたします。

下記の要領をご覧の上、候補者をご推薦いただきますよう、ご案内いたします。

候補者推薦要領

候補者資格

同一の会員事業所に引き続き10年以上勤務し、事業主から特に勤務成績が優秀であると認められた従業員の方。

推薦定数

従業員数	推薦定数
50人以下の事業所	2人以内
51人～100人の事業所	3人以内
101人～150人の事業所	4人以内
151人～200人の事業所	5人以内
201人～250人の事業所	6人以内
251人～300人の事業所	7人以内
301人以上の事業所	8人以内

推薦方法

別紙「優良従業員表彰候補者推薦書」に必要事項を記入し、当商工会議所・総務課へ提出して下さい。
なお、候補者を2人以上推薦する場合は、同封の推薦書をコピーしてご使用下さい。

推薦締切日

10月6日(金)必着。選考準備などの都合により、締切日以降の推薦は無効といたします。

表彰式

11月23日(木)「勤労感謝の日」 午前10時から

事業主負担金

被表彰者1人当たり 8,000円 (記念写真代を含む)

その他

推薦については、「優良従業員表彰規程」をご参照下さい。

優良従業員表彰規程

境港商工会議所

- 第 1 条** 本商工会議所会員の従業員であつて、同一事業所に引き続き 10 年以上勤務し、品行方正、業務に精励し、他の模範とするに足ると認めた者は、この規程の定めるところによりこれを表彰する。
- 第 2 条** 本規程で「従業員」とは、本商工会議所の会員が営む事業所、営業所、工場、事務所等に使用される者をいう。
- 第 3 条** 表彰は各会員から推薦を受けた候補者を常議員会の承認を得て、その業績を列叙した褒詞に記念品を添えて、会頭がこれを贈呈する。
- 2** 会員は前項の推薦を行うときは、別に定める様式により推薦書を提出しなければならない。
- 第 4 条** 表彰者はこれを告知し、本商工会議所の表彰簿に記載し、永く保存する。
- 第 5 条** 表彰は同一人につき 1 回とする。
但し、特に優秀と認めた場合は再表彰することができる。
- 第 6 条** 特に顕著な功労のあった者は、勤続年数にかかわらず表彰することができる。
- 第 7 条** この規程により表彰が決定していて、その表彰を受ける前に死亡したときは、褒詞および記念品は、遺族に贈呈する。
- 第 8 条** 被表彰者の雇用主は、被表彰者 1 人当たり 1,000 円以上負担する。

第57回 優良従業員表彰候補者推薦書

〔申請日〕 2017年 月 日

境港商工会議所
会頭 堀田 収 様

所在地

事業所名

代表者名

印

優良従業員表彰候補者を下記のとおり推薦いたします。

ふりがな		
氏名(性別)	(男性・女性)	
生年月日(年齢)	昭和 年 月 日生(満 歳)※11月23日現在	
現住所		
勤続年数	年 カ月(表彰日現在) [昭和・平成 年 月 日から 2017年11月23日まで]	
所属・役職名		
表彰上参考となる事項	〔人柄〕	
	[今までに他の表彰を受けたことがあれば記入] 表彰名： 受賞日：	

※2人以上推薦される場合は、この用紙をコピーしてご使用下さい。

※表彰規程第6条該当者の場合は、別紙(任意作成)に功労事項を記入の上、添付して下さい。

ご記入いただいた情報は、当商工会議所優良従業員表彰の審査、当商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、事業所名・個人名については機関紙・ホームページ等で公開することがあります。